

EPA(経済連携協定)活用セミナー

～ 経済連携協定を賢く利用してみませんか? ～

「EPA(又はFTA)」とは、国や地域同士で取り決めた主に輸出入の協定のこと、締約国間の貿易拡大・人材確保・投資環境整備などに繋がるものとして注目されています。

日本は既にシンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ・フィリピン・スイス・ベトナムの10カ国との二国間協定と、地域包括の協定であるアセアン包括協定をスタートさせ、貿易自由化の流れは拡大する方向にあります。

企業の皆様にとって注目すべき点は、これらの協定を活用することにより関税面で通常より有利な条件が適用され、コスト削減や営業促進・拡大につながるメリットがあります。

今回のセミナーでは、主催者である経済産業省より、輸出入する製品が協定上の対象品目であるかのチェックポイントや証明方法のやり方など、優遇税率を適用する上で必要な「特定原産地証明書」の取得について、基本から最新情報までEPAが初めての方でも分かりやすく説明します。

この機会にぜひご参加下さい。

記

(開催日) 2010年7月6日(火曜日) 10:00～12:00

(会場) 江戸東京博物館会議室(当日午後開催の第7回役立つマーケットセミナーと同じ会場)
東京都墨田区横網1-4-1(JR両国駅西口下車徒歩3分)

(主催) 経済産業省

(内容) EPAの概要と原産地規則について(経済産業省)

特定原産地証明書取得のための証明方法と保存すべき書類について(経済産業省)

特定原産地証明書の発給申請手続について(日本商工会議所)

(対象) EPAを活用してEPA締約国に輸出しようとする事業者で、

- 『EPAとは何か』からEPAの活用方法まで一から知りたい方
- EPAは知っているが、実際の活用となると難しそうで二の足を踏んでいる方
- EPAの利用経験はあるが、今後の引継ぎ等に備えてこれ迄の自社のやり方について再確認したい方 など

EPA締約国: シンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ・フィリピン・スイス・ベトナム・アセアン(現在(4月1日時点)はシンガポール・ベトナム・ミャンマー・ラオス・ブルネイ・マレーシア・タイ・カンボジアの8カ国に限定)

(受講料) 無料(ただし、事前のお申込みが必要です)

(参加条件) 電気機能材料工業会の会員または第7回役立つマーケットセミナー参加の会員外の方
(申込期限) 6月29日(火曜日)まで。

(問合/申込先) 電気機能材料工業会 事務局長 中島宛

下記の申込書で、Eメール(jeia@vesta.ocn.ne.jp)又は

FAX(03-3829-4243)にて、申し込み下さい。

送付先：電気機能材料工業会 事務局長 中島宛 (FAX: 03-3829-4243)

「EPA(経済連携協定)活用セミナー」申込書

EPA活用セミナーと同日午後開催の「第7回役立つマーケットセミナー」の両方に参加される方は、企業名、お名前のみ記入いただければ結構です。

ふりがな 企業名			
TEL	() -	FAX	() -
お名前	部署 / 役職	メールアドレス	

解説依頼要望事項

セミナーで解説してほしいことがありましたら、記入して下さい。事務局で要望例を記載してみましたので、該当すると思われる方は、カッコに 印を記入してください。

- () 自分が取り扱っている製品が該当製品かどうか、また関税面でどれだけ有利となるか税率などの調べ方を教えて欲しい。
- () 最終加工作業を締結国で実施するための半製品は対象となるのか教えてほしい。
- () 日本とインドはまだ締結していないが、インドとEPA締結している日本の海外生産拠点から、インドへの輸出は適用となるのか。
- () 日本とインドの協定締結予定をおしえてほしい。

その他解説依頼要望事項をご記入ください。

--

